

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良県公安委員会

委員長 中 村 憲 児

奈良県公安委員会規則第5号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第1条 特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年12月奈良県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第5号を次のように改める。

第 号

指 定 取 消 処 分 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号)第30条第1項の規定に基づき、
年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定
を取り消したので通知する。

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

2 取消年月日

年 月 日

3 理由

年 月 日

奈良県公安委員会 印

(教示事項)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7号及び別記様式第8号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（奈良県金属くず営業条例施行規則の一部改正）

第2条 奈良県金属くず営業条例施行規則（昭和32年4月奈良県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10号様式中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3か月」に改める。

（奈良県少年補導に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 奈良県少年補導に関する条例施行規則（平成18年6月奈良県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第12号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3か月」に改める。

（奈良県道路交通法施行細則の一部改正）

第4条 奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第13号の4を次のように改める。

別記様式第13号の4（第17条、第33条関係）

奈良県公安委員会達第 号

解 任 命 令 書

年 月 日

住所
氏名

奈良県公安委員会 印

道路交通法 第74条の3第6項 第108条の5第3項 の規定に基づき、下記の理由により の

解任を命じます。

解任を命ずる者	勤 務 先
	職務上の地位 氏名
理 由	

（教示事項）

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

----- き ----- り ----- と ----- り -----

受 領 文 書	年 月 日 付け 奈良県公安委員会達第 号
受 領 者	受領年月日 年 月 日 被処分者との関係 氏名 印
取 扱 者	警察署 階級 氏名 印

別記様式第17号の2の2、別記様式第17号の2の4及び別記様式第17号の2の5中「異議申立て」を「審査請求」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第17号の2の6を次のように改める。

別記様式第17号の2の6 (第18条の3関係)

奈良県公安委員会達第 号

自動車の使用制限書

年 月 日

住所

氏名

奈良県公安委員会 印

道路交通法 第75条第2項 第75条の2第1項の規定により、次のとおり自動車の使用を制限します。

使用者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
自動車の使用の本拠の名称及び位置	
自動車の登録（車両）番号	
運転禁止の期間	
理由	

(教示事項)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

----- き ----- り ----- と ----- り -----

受領文書	年 月 日付け	奈良県公安委員会達第	号
受領者	受領年月日	年 月 日	
	使用者との関係	氏名	印
取扱者	警察署 階級	氏名	印

別記様式第17号の2の8及び別記様式第17号の2の13中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第17号の2の21を次のように改める。

別記様式第17号の2の21（第18条の15関係）

交付年月日	
交付番号	
<p>車両の使用制限書</p> <p>奈良県公安委員会 印</p>	
命令の年月日	年 月 日
使用者の住所及び氏名 （法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
使用の本拠の位置	
車両の番号標の番号	
運転禁止の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
運転禁止の理由	

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第18号を次のように改める。

別記様式第18号（第25条関係）

運転免許試験合格取消し通知書

奈公委第 年 月 日
号

殿

奈良県公安委員会 印

道路交通法第97条の3第1項の規定により、下記の試験に係る合格の決定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

受験者	住所	
	氏名	
運転免許の種類		
試験合格年月日		
取消しの理由		

（教示事項）

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第19号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記様式第31号を次のように改める。

別記様式第31号（第33条関係）

奈良県公安委員会達第 号	
指 定 取 消 決 定 通 知 書	
年 月 日	
住所 氏名	奈良県公安委員会 印
道路交通法 第108条の11第2項 第108条の31第4項	の規定により、指 定 講 習 機 関 の指 奈良県交通安全活動推進センター
定を取り消すことを決定しましたので、通知します。	
1 決定事項	
2 取消し理由	
(教示事項)	
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。	
2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。	
----- き ----- り ----- と ----- り -----	
受 領 文 書	年 月 日付け 奈良県公安委員会達第 号
受 領 者	受領年月日 年 月 日 被処分者との関係 氏名 印
取 扱 者	警察署 階級 氏名 印

(放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

第5条 放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則（平成17年7月奈良県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第9号を次のように改める。

第 号

登録取消処分通知書

（主たる事業所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名） 殿

道路交通法第51条の10の規定により、登録（登録番号 第 号）を取り消したので通知する。

理 由

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

奈良県公安委員会 印

照 会 先

〒630—8578 奈良市登大路町80番地
奈良県警察本部交通部交通指導課駐車対策第一係
電話（0742）—23—0110

別記様式第18号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第21号を次のように改める。

第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

(住所)

(氏名) 殿

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証（第号）の返納を命ずる。

理 由

この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

奈良県公安委員会 印

照 会 先

〒630—8578 奈良市登大路町80番地
奈良県警察本部交通部交通指導課駐車対策第一係
電話 (0742) —23—0110

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。